

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

秋田国民年金 事案 490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から44年10月まで
② 昭和45年4月から49年3月まで

申立期間当時、母親が加入手続を済ませたと述べていた。給料はすべて親に渡し、親が代わりに納付していた。農家のため、秋の収穫時期か父親が出稼ぎから戻ってきた春に、まとめて母親が金融機関か市町村役場で納めていたはずである。この期間について親は全部納付になっているのに、自分だけ未納になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、夫婦の国民年金保険料を完納し、申立人及びその妻についても納付記録のある昭和49年4月（妻は昭和49年8月）以降の保険料をすべて納付している上、昭和53年9月11日に国民年金手帳記号番号が払い出され、51年10月6日に遡^{そきゅう}及して資格取得した申立人の妹の遡^{そきゅう}及取得した期間の保険料を過年度保険料として納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の手帳記号番号の払出しは昭和49年10月29日、資格取得は20歳到達時の43年A月B日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、47年7月から49年3月までの期間の保険料については過年度保険料として納付可能であり、その母親が納付していたとの主張に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうちの昭和47年6月までの期間の国民年金保険料については、申立人の手帳記号番号が払い出された時

点で既に時効であり、納付することはできなかつたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年11月まで
昭和51年9月ごろ^{しゅうとめ} 姑 に勧められて自分で国民年金に加入し、保険料を納付していた。54年3月にA市町村へ引っ越した後も、A市町村役場で保険料を納付していた。同年4月から未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年9月に国民年金に任意加入して以降、申立期間の8か月を除き国民年金保険料をすべて納付している上、複数回の転居の都度、住所変更届を適切に行っており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の申立期間当時の国民年金保険料の金額や納付場所などに関する記憶は具体的であり、申立期間当時、その夫が継続して会社員として勤務していたことが確認でき、申立人に保険料を納付する資力はあったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、A市町村役場の集金人に支払っていたと記憶しており、昭和58年3月の厚生年金保険加入時に、市町村役場から、「全部（国民年金保険料を）払い済みですよ。」と言われた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の発足した昭和36年4月に国民年金に加入した以降、結婚後（夫は、厚生年金保険に加入）も国民年金に任意加入し、申立期間の6か月及び62年1月から同年3月までの3か月を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料は集金人に納付していたと主張するところ、当時の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立人の所持する国民年金手帳に申立期間の検認印が無いことから、現年度保険料として集金人に納付していなかったものと推認されるが、申立期間当時、B社会保険事務所では、現年度保険料として納付されなかった保険料について、過年度保険料の納付書を送付していたことから、納付意識の高かった申立人が送付された納付書により保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田厚生年金 事案 327

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月21日から同年4月1日まで

昭和63年9月1日から平成元年3月31日まで株式会社Aに勤務し、元年4月1日から代表取締役が同一人物である株式会社BのC工場に異動した。株式会社Aから株式会社Bに異動する際は休むことなく継続して仕事をしていたのに、厚生年金保険の加入期間に空白ができることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの社長及び役員の証言から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成元年4月1日に株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年2月の株式会社Aに係る社会保険庁の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における株式会社Aの資格喪失日と雇用保険の記録における資格喪失日の翌日がいずれも平成元年3月21日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同年3月21日を資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から平成 2 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から平成 2 年 6 月まで

昭和 62 年ごろに A 市町村から B 市町村に転居した後、A 市町村から送られてきた振込用紙により、国民年金保険料を郵便局から送金した。その後、B 市町村で加入手続をして、金融機関で振込用紙のようなもので保険料を納付した記憶がある。

未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金加入及び国民年金保険料納付に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「昭和 62 年ごろに A 市町村から B 市町村に転居したが、A 市町村から送付されてきた振込用紙により保険料を納付した。また、B 市町村に転居後国民年金の加入手続を行い納付書により保険料を納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成 2 年 4 月 4 日、資格取得は昭和 62 年 C 月 D 日に遡及して行われたことが確認できるが、A 市町村において国民年金加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、A 市町村から国民年金保険料の納付書が送付されることはなかったものと推認される。

さらに、B 市町村に転居した直後に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も

見当たらない。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立人は、申立期間後の平成2年7月から3年3月までの期間の保険料を4年8月に納付したことが確認できるが、その時点で申立期間の保険料は納付の時効により納付することができなかった（なお、申立期間のうち、昭和62年12月以前の保険料は手帳記号番号が払い出された平成2年4月4日の時点で納付の時効であった。）ものとみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月まで

結婚後、昭和 57 年 1 月からは国民年金保険料を夫の給料日の後に銀行に支払いに行っていた。保険料は納付期限の都度納付しており、納付を忘れて数か月分をまとめて納付した記憶も無い。申立期間当時、生活に困っていたわけでもないので、保険料を納められない理由も無く、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、28 か月と長期間であり、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 57 年 1 月以降、保険料は納付期限の都度納付しており、納付を忘れて数か月分をまとめて納付したことや未納について社会保険事務所から督促を受けたことは無いと主張するところ、社会保険事務所の記録では、申立期間の直前の 58 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料は同年 12 月に一括して納付されたことが確認できる上、62 年 6 月 5 日付けで未納の国民年金保険料の納付書が発行された記録が確認でき、申立人の主張とは齟齬が生じている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年2月から39年3月まで
昭和39年4月ごろ、自宅にA市町村職員と思われる男性が二人来て、国民年金の必要性を説明したので、37年2月から39年3月までの保険料3,000円足らずを一括で現金で納付した。
未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和39年4月ごろ自宅に来たA市町村職員に37年2月から39年3月までの保険料を一括で納付したが領収書はもらわなかった。数日後に同じ職員が国民年金手帳を持参した。受け取った国民年金手帳には納付した期間の検認印は押されていなかった。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年8月31日に払い出され、37年B月C日に遡^{そきゆう}及して資格取得していることが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和39年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料が40年1月23日に納付された旨の検認印（D社会保険事務所の検認印）が押されていることが確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料であり、A市町村職員が過年度保険料を徴収することはできなかったとともに、D社会保険事務所職員がA市町村職員の代わりに徴収する場合であっても、徴収する際に同期間の検認印を押すことはできないため、領収するときには納付書兼領収証書を発行していたことから、申立期間の保険料を納付したが領収書は受け取らなかったとの主張は不自然である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から平成 2 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から平成 2 年 5 月まで

申立期間の国民年金保険料は、郵送で届けられた納付書により、私が A 郵便局で納付していた。保険料は、毎月 1 万円前後を払っており、納めたことに間違いは無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、毎月、郵便局にて納付していたと主張しているが、B 市町村の国民年金被保険者名簿（電子データ）から、申立人の「新規資格取得」に係る処理は平成 2 年 12 月 13 日、資格取得は昭和 60 年 C 月 D 日に遡及して行われたことが確認でき、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していないため、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できず、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間について、毎月 1 万円前後の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料額とは相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 326

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月から 45 年 10 月まで
② 昭和 45 年 12 月から 46 年 2 月まで

私は、姉の夫が取締役であったA事業所に勤務しており、厚生年金保険への加入の話を聞いていたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の社員の証言から、申立人が申立期間①及び②当時、A事業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、社会保険庁の記録から、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 55 年 8 月 1 日であり、申立期間当時は厚生年金保険適用事業所とはなっておらず、当時の事業主及びほかの社員についても、同事業所が厚生年金保険適用事業所となった 55 年 8 月 1 日と同日付けで厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立期間①及び②において、申立人は国民年金に加入しており、当該期間の国民年金保険料は申請免除とされていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 328

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月1日から34年2月1日まで
私の父は、昭和32年3月から34年1月までA株式会社に勤務していたが、そのうち32年11月から34年1月までの期間の厚生年金保険加入記録が欠落している。申立期間内の33年には私が生まれており、そのような時期に父が仕事を辞めていたことは無いと母も言っており、納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の息子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA株式会社には昭和34年2月1日まで勤務していたはずであるので、厚生年金保険の資格喪失日が32年11月1日となっているのはおかしいと主張するところ、雇用保険の記録では、A株式会社での加入記録は確認できないが、B株式会社C支店において同年12月1日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所の保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は昭和32年3月1日から同年11月1日までの期間以外には無く、健康保険番号に欠番もみられない上、申立人の健康保険証は同年11月20日に返納されていることが確認できる。

さらに、申立人と同じ昭和34年2月1日にB株式会社C支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得した6人のうちの1人は、「昭和32年10月に入社した。入社後、臨時の期間があったのでその期間は厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」と証言している上、上記6人のうち、

雇用保険の記録が確認できる3人は、32年6月1日、同年11月1日そして申立人と同じ同年12月1日から勤務したことが確認でき、申立期間当時、B株式会社C支店では、入社後直ちには厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

加えて、A株式会社には、申立期間当時の資料も無く、申立ての事実を確認できる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 329

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 28 日から同年 12 月 30 日まで

申立期間当時、姉婿の A 氏と一緒に、B 区にあった有限会社 C の下請けの D 事業所で働き、失業保険被保険者証の交付を受け、離職後失業保険をもらった。以前、公共職業安定所に行った際、有限会社 C での申立期間の雇用保険の記録があると言われたので、厚生年金保険加入記録について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間において有限会社 C に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、有限会社 C は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、法人登記から確認した有限会社 C の事業主及びその妻は申立期間当時、国民年金に加入しており、申立人が同事業所で一緒に働いたと主張する A 氏も、申立期間当時、厚生年金保険には加入していない。

さらに、有限会社 C は平成 8 年 6 月 3 日に解散しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとともに、当時の同僚からも勤務状況等についての供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 330

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月から 37 年 7 月まで
社長宅で兄から社長を紹介され、仕事を手伝ってほしいと言われ入社した。A 区の事務所で事務員として勤務しており、申立期間について厚生年金保険に加入していないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間において B 株式会社勤務していたことは推認される。

しかしながら、複数の元同僚は、「申立期間当時、入社後すぐに厚生年金保険に加入させるということは無かったと思う。」と証言しており、元同僚についても厚生年金保険の未加入期間がある。

また、申立人の実兄、義姉についても両者が記憶している入社時期からすると、実兄については約 3 年、義姉については約 1 年 9 か月の厚生年金保険の未加入期間があったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管する B 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、健康保険番号に記録の不備をうかがわせる欠番もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで

私がA株式会社に勤務した期間の給料は、20万円から32万円か33万円だったが、社会保険事務所に対する厚生年金保険料計算上の標準報酬月額は10万円で申告されていた。会社に正規の給料に基づく計算に改めてもらうよう掛け合ったが改善されなかった。実際の報酬月額より低い額の標準報酬月額となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する申立期間の一部に係る給与明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかしながら、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であることが確認できる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるものであり、申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行わ

れていないことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する報酬月額に相当する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 332

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から同年5月1日まで
昭和47年1月18日から同年4月末日まで、継続してA有限会社で組み立て、運搬及び営業を担当していた。厚生年金保険の記録が同年4月1日で資格喪失となっていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A有限会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和47年4月1日とされているが、同年4月末日まで勤務していたはずであると主張するところ、申立期間当時、同事業所に入社した従業員二人は、「申立人は、自分が入社したときには会社にはいなかった。」と証言している。

また、社会保険事務所の保管するA有限会社の被保険者原票により、申立人の健康保険被保険者証は昭和47年4月12日に返納されていることが確認でき、申立人の雇用保険の記録も、A有限会社における離職日は同年3月31日となっていることが確認できる。

さらに、B市町村の保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録から、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 333

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から5年4月30日まで

私は、A株式会社の取締役として厚生年金保険に加入していた。社会保険料の未納額が800万円近くあったため、社会保険事務所から社会保険から脱退するよう言われたので、担当だった自分が了承して、社会保険事務所の担当者と保険料の未納分について話し合い、未納分を処理すると言われたので書類に会社の印を押した。

当時の報酬月額に対して不当に低い標準報酬月額にさかのぼって処理されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A株式会社の取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録や同社の閉鎖登記簿謄本等により認められる。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年6月30日）の後の平成6年1月21日付けで4年7月から5年3月までの9か月間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、申立人は、「社会保険事務所の担当者と保険料の未納分の処理について話し合い、書類に会社の印を押した。」としており、また、申立期間当時の代表取締役は、「社会保険事務所から滞納した保険料について督促されたため、申立人を含む役員間で、役員の標準報酬月額についてさかのぼって引き下げ処理を決めた。申立人も承知していた。」と証言していることから、申立人は、同社の取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意

したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。